令和６年能登半島地震等
起業促進補助金のご案内

石川県商工労働部経営支援課

01 補助制度の概要

目　的

令和６年能登半島地震等により、廃業の増加が懸念。**能登への新規参入を促進するため、起業等に必要な施設整備費**を支援するもの。

対 象 者

新たな起業・第二創業・第三者承継のいずれかにより、**能登６市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)**に新規参入される方

要　件

- **能登で５年以上事業を継続**すること
- **地元の商工会または商工会議所に加盟**すること
- 新たな事業が、**災害に起因する地域課題の解決に資するもの**であること
- 能登への新規参入の**事業計画を策定**すること

補助額･補助率

補助上限額 **３００万円** ・ 補助率 **２／３**(新たな起業)、**１／２**(第二創業･第三者承継)

対象経費

能登への新規参入に必要な**施設整備**に係る経費

例）新たな施設の整備(建築･購入)、取得した施設の修繕　等

※着手済みの経費についても、**災害発生日(R6.1.1等)まで遡及適用可能**

01 補助対象者

✓「新たな起業」に該当する場合

○事業を営んでいない個人が、所得税法第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合
○事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

✓「既存事業者の第二創業・多店舗展開」に該当する場合

○事業を現に営んでいる個人または法人が、当該事業と異なる新たな事業を開始する場合（第二創業）
○事業を現に営んでいる個人または法人が、当該事業と同一の事業を拡大する場合（多店舗展開）

✓「第三者承継」に該当する場合

○個人または法人の事業を別の第三者の個人または法人が引き継ぎ、事業を継続する場合（親族や従業員が引き継ぐ場合を除く）

※「域外からの新規参入」及び「能登にいる方の起業(既存起業の第二創業、第三者承継含む)」ともに補助対象です

02 補助金申請にあたって

募集期間

5次受付締切：**令和8年4月17日(金)**
6次受付締切：**令和8年6月30日(火)**
7次受付締切：**令和8年8月31日(月)**
8次受付締切：**令和８年10月30日(金)**
9次受付締切：**令和8年12月4日(金)**

※**受付締切毎に審査**を行い、採否を決定（交付決定）します

提出書類

【申請者が用意するもの】

- ○ 宣誓・同意書（様式に自筆）
- ○ 役員等名簿（様式あり）
- ○ 開業届（申請時の段階で開業している方のみ）
- ○ 運転免許証のコピー（申請時の段階で開業または法人設立していない創業予定者の方のみ）
- ○ 見積書等（経費の根拠が確認できる資料）　**※相見積もりは不要です（1者見積もりで可）**

【申請者が作成するもの】

- ○ 交付申請書
- ○ 申請者の概要
- ○ 経費明細
- ○ **事業計画書**

事業計画書の策定について

- ✓ **事業内容の記載や資金計画、売上計画等を策定いただきます。**
- ✓ 計画の策定は、**商工会・商工会議所等の支援機関の支援を受けることができます。**

03 補助対象事業

○

能登への新規参入に必要な**施設整備に係る経費が対象**です

- ✓ 店舗等の施設の建築
- ✓ 店舗等の中古物件の購入　※建物のみ対象（土地は対象外）
- ✓ 新たに取得又は既に所有する施設の修繕
- ✓ 購入物件や賃貸物件の内装工事
- ✓ 店舗等として活用可能な車両の購入（キッチンカーや移動販売車等）

※ 上記の施設整備に係る経費と**セットでの申請**なら、新規事業に必要な**ＰＣや複合機等の購入費も対象となります**（**ＰＣのみの申請はＮＧ**）

（ただし、ＰＣ等の申請額の上限は、総事業費の１／２かつ３０万円以下
補助額の上限は１０万円、申請台数は１者につき１台までです）

×

施設整備費が対象のため、**設備導入費や賃借料等は対象外**です

- ✓ 店舗等で使用する機材の導入費
- ✓ 店舗等の賃借料
- ✓ 賃貸物件等の貸出用の施設等の整備
- ✓ 店舗等として活用出来ない一般車両の購入（営業車含む）

当補助金については、**国や市町等の他の制度との併用も可能**です。
（補助対象経費が他制度と重複する場合含む）
※他制度について、重複が認められるかは、他制度の実施機関（各市町や国等）にご確認ください

04 活用事例（対象者別）

「新たな起業」

○ 能登在住の**事業を行ったことがない方が**、地元を盛り上げるために、**中古物件※を購入・改装**し、地震前から検討していた**美容室を開業をする**

○ 石川県外に在住している**サラリーマンが**、大好きな能登を応援するため移住し、**空き家※を修繕**して、**民泊を開業する**

「既存事業者の第二創業・多店舗展開」

○ 能登で土産品等の**小売業を営んでいる既存事業者が**、**空き家※を修繕**して、地域で不足している**宿泊施設を新たに整備する**

○ 金沢市内で**飲食業を営んでいる能登出身の方が**、復興のために、能登に所有している**物件※を改装**し、**２店舗目として出店する**

「第三者承継」

○ 金沢市内で**製造業を営んでいる事業者（第三者）が**、後継者がおらず廃業を検討している**能登の事業者から事業を引継ぎ**、地震で被災した**工場を修繕する**ことで、**従前の事業を継続する**

※被災家屋を修繕・活用して事業を実施することも可能です。利活用可能な被災家屋については、古民家再生協会が開設する情報サイト「古民家住まいる」をご確認ください。

能登復興支援プロジェクトページ－古民家住まいる